**一般財団法人足立区観光交流協会後援名義使用に係る承認要綱**

（目　的）

第１条　この要綱は、一般財団法人足立区観光交流協会（以下「協会」という。）定款第３条に定める目的を推進するにあたり、足立区の観光を広く宣伝するとともに、区内観光資源等の保存・開発に努め、区内の観光発展に寄与する活動や行事を行う団体及び国内外の交流事業に資する活動や行事を行う団体が、協会に対する後援の名義使用申請がされた場合の承認基準を定め、申請手続き事務の統一を図ることを目的とする。

（承認基準）

第２条　後援の名義使用は、次の各号いずれにも該当するものについて承認する。

（１）　各種団体が主催する事業の主旨が、協会及び区の運営方針に反しないものである

こと。

（２）　事業目的が区の教育、学術、体育、福祉、文化及び芸能の普及発展に寄与するもの

で、公益性が極めて高いものであること。

（３）　行事目的が、政治的活動でないこと。

（４）　開催、開設の会場等が公衆衛生、災害防止に充分な措置がなされているものであ

ること。

（５）　事業計画、運営、指導等が主として自主活動によって行うものであること。

（６）　事業運営に要する経費を超える費用を参加者に求めないものであること。

（７）　その他、協会会長が必要と認めたもの。

（団体の種類）

第３条　この要綱に定める各種団体とは、概ね次の要件を満たしているものをいう。

（１）　代表者が明確で、事業主体関係者がその責任を果たし得るものであること。

（２）　会則又はこれに類するものを有すること。

（３）　自己財源及び経理機構を有すること。

（４）　政治的活動を目的としないこと。

（５）　事業の目的と内容が区政運営方針に反しないこと。

（申請の手続）

第４条　後援名義使用の承認を受けようとする団体は、協会が定めた申請書（様式第１号）に必要事項を記載し、その他協会が指示する資料等を添付して協会会長に申請する。

（承認の決定）

第５条　協会会長は前条による申請書を受理したときは、行事場所、内容、効果等を総合的に審査し、適切と認めたときは承認書（様式第２号）で通知する。

　（承認の取消）

第６条　協会会長は、後援名義使用を承認された団体が承認書に記載された条件に反した場合は、その承認を取り消すことができる。なお、承認を取り消した場合、後援承認取消通知書（様式第３号）で団体に対し通知する。

付　則

この要綱は、平成２７年９月１７日から適用する。

付　則

この要綱は、平成２９年２月１日から適用する。

付　則

この要綱は、令和４年１０月１日から適用する。

　　　付　則

この要綱は、令和５年８月８日から適用する。

様式第１号

|  |  |
| --- | --- |
| **一般財団法人足立区観光交流協会　後援名義使用申請書**  （ 前年度実績： 有 ・ 無 ） | |
| １　事業の名称 |  |
| ２　事業の目的 |  |
| ３　実施日時 |  |
| ４　実施場所 |  |
| ５　参加対象者 |  |
| ６　参加予定人数 |  |
| ７　事業の内容 |  |
| 上記の内容とおり申請します。  　　年　　月　　日  一般財団法人足立区観光交流協会会長　様  団体名  代表者  所在地  電話番号 ( ) | |